

令和2年（2020年）

第9回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和2年（2020年）9月25日 開催

大阪狭山市教育委員会

第9回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和2年(2020年)9月25日(金)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

山崎	正弘	教育部長
酒匂	雅夫	教育部理事
松本	幸代	こども政策部長
神楽所	保則	学校給食グループ課長
北野	真也	教育総務グループ課長
林部	雅司	社会教育・スポーツ振興グループ課長
寺本	芳之	歴史文化グループ課長
浜口	亮	保育・教育グループ課長
上尾	悦男	放課後こども支援グループ課長
吉井	克信	歴史文化グループ参事
酒谷	由紀子	学校教育グループ参事
荒川	郁代	教育総務グループ参事

書記

中村	圭吾	教育総務グループ主査
御田	青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第14号 | 令和2年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労者表彰被表彰者の決定について |
| 日程第2 | 議案第15号 | 大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について |
| 日程第3 | 議案第16号 | 大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等の取扱いに関する規程について |
| 日程第4 | 議案第17号 | 大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置について |
| 日程第5 | 議案第18号 | 大阪狭山市立学校における学校運営協議会委員の委嘱及び任命について |
| 日程第6 | 報告第36号 | 報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 報告第37号 | 令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）について |

閉会

○各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

おはようございます。定刻ですので始めさせていただきます。と思います。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

ただいまから第9回の定例会ということで、議事録の署名委員は会議規則第20条第2項の規定によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。

教育長活動報告でございますが、一覧表にしております。

9月は議会月でございますが、8月31日に9月定例会議会初日ということで開会をいたしまして、9月9日、11日、一般質問、代表・個人ということで、今回も教育委員会関連で質問出しております。答弁をしております。

9月15日、臨時校長会では、今日も議案でございます。学校運営協議会、コミュニティスクールのことにつきまして情報共有いたしました。

9月18日、23日、両日で令和元年度の決算認定を議会で承認をいただいたところです。

以上、教育長報告でございます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、議案第14号、令和2年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労者表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ参事（荒川郁代）

それでは、日程第1、議案第14号、令和2年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労者表彰被表彰者の決定についてご説明させていただきます。

資料は1ページから3ページでございます。

今年度の文化教育功労被表彰につきましては、

大阪狭山市教育委員会表彰規程第5条に基づきまして、9月8日に表彰選考会を開催し、学校や各団体からいただきました推薦書を基に慎重に審議を重ねた結果、資料の候補者を提案するものでございます。

次に、候補者の推薦理由を簡単にご説明させていただきます。

2、3ページの資料、一覧表をご覧ください。

また、資料とは別に、机の上に置いております表彰事務の取扱いについて、大阪狭山市教育委員会表彰事務取扱要領に定めておりますので、資料の裏面、別表2で規定第2条について選考基準としてさらに細分化しておりますので、併せてご覧ください。

まず、1番目の方、2番目の方の2名の方は、選考基準第1号のうち、学校教育活動において、文化、スポーツ等の全国規模の発表会、大会等に出場した者として推薦されています。1番目の方と2番目の方はともに、現在、大阪府立大塚高等学校1年生で、令和元年12月25日から28日に開催されましたJOCジュニアオリンピックカップ第33回全国都道府県対抗中学バレーボール大会の大阪南代表として出場され、すばらしい成績を収められました。

続きまして、3番目の方から6番目の方の4名の方は、選考基準第3号のうち、文化、スポーツ活動等において、関係団体の育成や地域への振興等、10年以上にわたり顕著な功績を収めた者として推薦されています。

3番目の方は、平成17年9月から現在に至り、狭山北剣友会の指導部長をされ、平成28年から大阪狭山市剣道協会の副会長として、次世代への指導や剣道への普及・発展に尽力され、本市スポーツ活動の推進に貢献されております。

4番目の方は、平成21年度から現在に至り、狭山卓球協会の理事をされ、大会運営などに積極的に参加され、協会への普及・発展に尽力さ

れ、本市のスポーツ活動の推進に貢献されています。

5番目の方は、平成19年から現在に至り、行事委員、カブ隊副長、カブ隊長、ボーイ隊隊長を歴任され、さらに令和2年4月から団員長として青少年健全育成活動に貢献されています。

6番目の方は、平成13年4月から運営委員の書記を、さらに平成27年からはスタッフとして団の運営に尽力され、青少年健全育成活動に貢献されております。

続きまして、7番目の方から10番目の方の4名の方は、選考基準第3号の2、本部団体の役員として5年以上にわたり顕著な功績を収めた者として推薦されています。

7番目の方は、平成26年4月から現在に至り、大阪狭山市体育協会理事総務担当を歴任され、協会の行事に積極的かつ先進的に活躍され、本市スポーツ活動の推進に貢献されております。

8番目の方は、平成27年4月から現在に至り、大阪狭山市子ども会育成連絡協議会の三中校区ブロック委員として校区担当の子ども会を統括し、子ども会活動の運営に尽力され、青少年健全育成に貢献されております。

9番目の方は、平成14年大阪狭山書道協会設立より運営に参加され、平成25年から現在に至るまで協会の理事長として尽力され、文化振興に貢献されております。

10番目の方は、平成24年1月から現在に至るまで、大阪狭山市茶華道協会役員として大阪狭山市立公民館華道・茶道クラブやさやま荘茶道房を指導され、文化振興に貢献されています。

続きまして、11番目の方は、選考基準第3号の3、公的機関が開催した文化、スポーツの全国規模で入賞した者として推薦されております。11番目の方は、現在、大阪狭山市立第七小学校の5年生で、令和元年12月8日に開催されました第47回バトントワリング全国大会U12の部、

バトン編成におきまして、スタジオキャッツアイジュニアの一員として参加し、全国第5位を受賞されました。

以上、11名の方々を候補者として選考いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

それでは、ただいま被表彰者の決定ということで、事前に選考会を開いて決めたと、そういう手続でここへ上げさせていただいているという内容でございます。ここで決定をするというところでございますけれども、ただいまの被表彰者の推薦ということで、決定することにつきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第14号、令和2年度大阪狭山市教育委員会文化教育功労者表彰被表彰者の決定については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第15号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、これと次の日程第3の議案第16号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等の取扱いに関する規程については相関連をいたしますので、一括して議題として取扱いをさせていただきたいと思っております。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、議案第15号と第16号を一括してご説明いたします。

まず、議案第15号、大阪狭山市立学校におけ

る学校運営協議会の設置等に関する規則についてでございます。

資料は4ページから8ページでございます。

規則制定の理由ですが、第2期教育振興基本計画の基本方針3、持続可能な社会のための教育環境を充実しますの重点目標4、地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現の施策の方向性では、各学校に設置されている学校協議会を基礎にコミュニティスクール制度の導入を進めますと学校運営協議会の設置について明確に打ち出しているところでございます。

この施策の方向性にのっとり、このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映することを目的に学校運営協議会を設置し、その組織運営、その他学校運営協議会について必要な事項を定めるものでございます。

規則案の概略についてご説明いたします。

第1条では、本規則の趣旨について規定することとしました。

第2条では、地教行法第47条の5第1項の規定に基づき、地域とともにある学校づくりの実現を目指し、保護者等との連携、協働体制により、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組む本市の学校運営協議会の目的を規定することとしました。

第3条では、協議会の設置については、学校ごと、もしくは小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち、多数の者が進学する中学校など、相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合などには、2以上の学校に1の協議会を設置すること等について規定し、設置に当たっては学校の校長からの申請によることを規定することとしました。

第4条では、地教行法第47条の5第4項の規

定に基づき、本市の協議会で承認を得なければならない基本的な方針を構成する事項等について規定することとしました。

第5条では、地教行法第47条の5第7項の規定に基づき、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項等について規定することとしました。

第6条では、学校運営協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うことを規定し、学校運営協議会が情報提供を行うことで学校運営及び学校運営協議会における協議の適正さを確保するため、協議会での協議の結果に関する情報を保護者等に提供するよう努めることを規定することとしました。

第7条では、学校運営協議会の委員について、定数、欠員時の補充、身分等について規定することとしました。

第8条では、学校運営協議会の委員は、児童・生徒や教職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、守秘義務等を規定することとしました。

第9条では、委員の解任について規定することとしました。

第10条では、委員の任期について規定することとしました。

第11条では、委員の報酬及び費用弁償について規定することとしました。

第12条では、地教行法第47条の5第9項の規定に基づき、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置について規定することとしました。

第13条では、委任について規定することとしました。

施行期日は、令和2年10月1日でございます。

また、学校運営協議会を設置した学校においては、大阪狭山市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に規定する学校協議会を置く必

要がないことから、規則の一部改正を行うことを定めております。

以上が、学校運営協議会の設置等に関する規則の説明でございます。

続きまして、議案第16号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等の取扱いに関する規程についてご説明いたします。

資料は9ページと机上に配付しております別添の資料をご覧ください。

こちらの規程制定の理由でございますが、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則が制定されることに伴い、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等の取扱いに関する規程を制定し、同協議会の手続等について必要な事項を定めるものでございます。

規程の概要についてでございます。

第1条では、本規程の趣旨について規定することとしました。

第2条では、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、学校運営協議会の設置を申請しようとする場合の必要な提出書類を規定し、教育委員会が申請を受理したときは学校運営協議会設置通知書により当該申請をした対象学校の校長に通知することを規定することとしました。

第3条では、規則第4条第1項各号に掲げる基本的な方針については、当該年度の前年度に協議会の承認を得ることとし、前年度に承認された基本的な方針を変更する場合には速やかに協議会の承認を得ることを規定することとしました。

第4条では、学校運営協議会が教育委員会または校長に対して意見を述べる時の書式及び方法を規定することとしました。

第5条では、委員の解任を通知する際の書式

について規定することとしました。

第6条では、学校運営協議会は会議の日時及び場所等を記載した議事録を作成するものとし、会議資料とともに保存することを規定することとしました。

第7条では、会長及び副会長について規定することとしました。

第8条では、会議の招集等について規定することとしました。

第9条では、会議の開催回数及び協議内容について規定することとしました。

第10条では、協議会は対象学校に事務局を設置することとし、事務局の構成員について規定することとしました。

第11条では、その他について規定することとしました。

施行期日は令和2年10月1日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ただいま、学校運営協議会設置等に関する規則と、併せまして規程の説明がございました。

今年初めて学校運営協議会というのを動かして、10月1日から施行ということで、内容を出していくに当たりましての関係規定の整備ということになってまいります。

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらお聞きしたいと思います。

教育委員（河合洋次）

第4条の、校長は基本方針を協議会の承認を得なければいけないということですが、承認を得られなかった場合はどうなるのですか。

学校教育グループ課長（尾島肇）

まずは、承認が得られない場合は、その後も審議を尽くして承認が得られるよう校長は努めなければならないとされております。

ただ、どうしても承認が得られない場合、この学校運営協議会の仕組みそのものに課題があると感じた場合は、教育委員会からの指導としまして、学校運営協議会の機能を一旦止めるでありますとか、そういった指導を行うことは可能となっております。

以上でございます。

教育委員（河合洋次）

ということは、結局、校長の責任で決めた方針で、方針が決まらないということはないんですよね。教育委員会で調整できるということですか。

学校教育グループ課長（尾島肇）

はい、そのとおりでございます。

教育委員（河合洋次）

分かりました。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何か。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

条文を読むのが苦手なので教えていただきたいのですが、第5条のところの対象学校の運営に関する事項で、各校で次項に規定する事項は除きますよということで、この次項に規定する事項というのはどれに当たるのですか。

学校教育グループ課長（尾島肇）

次項に規定する事項を除くというのは、第3項にございます意見についてですが、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であって、職員個人を特定しない一般的なものとするということで、その前の第2項に、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について教育委員会に対して意見を述べると書いているんですが、それは職員個人を特定しない一般的なものとするということで書いているものでございます。

教育委員（井上寿美）

と私も理解したんですけど、除くとなればこ

れでそのような理解が成り立つのかなと悩んでしまったんです。この中で言っていることは、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について意見言うことできるけれども、それを個人特定するものはちょっと違いますよということをご言われていて、では除くものは何なんだろうかと。この設定で、ここで言いたいことがこの括弧書きの中でうまく言えているのかなというのがちょっと疑問だったんですが、大丈夫なものなんでしょうか、何か除くことを2項と3項に書いてあるので、それを除けると言われたらじゃ元に戻って振り出しになるような気がしてしまったのですが、いかがでしょうか。

教育総務グループ参事（荒川郁代）

今ご質問あったとおりで、括弧書きの次項に規定する事項というのは、第2項の対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項をまず述べております。

その事項については教育委員会だけに意見を述べるということができまして、上の1項については、それ以外のことについては教育委員会と当該対象学校の校長に対して意見を言えるということで、ちょっと二手に分かれておりますので、その書き方になっております。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

あと、確認ですが、これは法制のチェックも済んでいるということですが、その辺りは議論になったのでしょうか。

教育総務グループ参事（荒川郁代）

これは文部科学省のマニュアルがございまして、そこに準じて作成しております。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かご意見、ご質問等ござ

いますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第2の議案第15号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則についてと、日程第3、議案第16号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等の取扱に関する規程については承認されました。

続きまして、日程第4、議案第17号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

学校教育グループ課長(尾島肇)

それでは、議案第17号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置についてご説明いたします。

資料の10ページをご覧ください。

10ページには、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置について別紙のとおり提出するとしておりますが、この議案につきましては口頭でご説明させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

教育長(竹谷好弘)

はい。

学校教育グループ課長(尾島肇)

それでは、議案第17号につきましては口頭でご説明いたします。

先ほどご承認いただきました議案第15号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づき、南第一小学校をモデル校に指定し、令和2年10月1日より学校運営協議会を設置いたしたく存じます。

ご審議につきまして、どうぞよろしくお願

いたします。

教育長(竹谷好弘)

今、事務局のほうから説明ございました。今年度についてはモデル的に南第一小学校でこの規程、規則を適用し、学校運営協議会を設置していくというふうなことについてよろしいでしょうかというお話でございます。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。井上委員。

教育委員(井上寿美)

これでいいと思っているんですけども、市民の方からなぜ南第一小学校がモデル地区になるのかというご質問があったときに、どのようなやり取りが行われるのかということを確認したいのでお願いいたします。

教育長(竹谷好弘)

今の内容についてご説明お願いいたします。

学校教育グループ課長(尾島肇)

南第一小学校指定の理由でございますが、南第一小学校区は、現在、児童数の減少、あるいは単学級化による教職員の減少という課題を抱えております。

また、地域もニュータウンの人口減少という課題を抱えている中、一方で、この南第一小学校区には多彩な専門性を備えた地域人材も多くお住まいになられておまして、学校運営協議会を設置して地域とともにある学校づくりを推進していくのにふさわしい校区と考え、このたび指定するものでございます。

以上でございます。

教育長(竹谷好弘)

今、説明ありましたが、よろしいでしょうか。ほかに何かこの件に関して。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第17号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置については承認されました。

それでは、続きまして、日程第5、議案第18号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

資料をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

よろしいでしょうか。

担当。

学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、議案第18号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

資料は、11ページとただいまお配りいたしました別添名簿のほうをご覧ください。

大阪狭山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第7条第1項に基づき、委員としてこちらにございます10名の方を委員として委嘱、任命したく存じます。

期間は令和2年10月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育委員（井上寿美）

確認です。お名前から男女の別はある程度判断はできたんですが、比率がどのようになっているのか正確に教えてください。

学校教育グループ課長（尾島肇）

上段から2段目の方がまず女性。そして4段目の方が女性。そして7段目の方、9段目の方が女性となっております、男性6名に対しま

して女性4名という比率になってございます。

以上でございます。

教育委員（井上寿美）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第5、議案第18号、大阪狭山市立学校における学校運営協議会委員の委嘱及び任命については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第36号、報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、報告第36号、報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料は12ページから14ページをご覧ください。

条例改正の理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映することを目的に学校運営協議会を設置し、学校運営協議会委員に対し報酬を支給するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

資料14ページの報酬並びに費用弁償支給条例新旧対照表をご覧ください。

改正の概要でございますが、別表に学校運営協議会の報酬額として1回につき7,000円を規定することとしました。

なお、本条例は9月定例月議会において提案中でありまして、今月28日を目途に議決いた

だく見通しとなっております。

以上、ご報告いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第36号、報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第7、報告第37号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第37号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては15ページから17ページまでとなっております。

資料に基づきまして決算の概要についてご説明のほうをさせていただきます。

まず、16ページのほうをご覧ください。

一般会計でございますが、歳入総額では前年度よりも約4億4,248万円少ない200億9,135万1,494円となりました。歳出総額では前年度よりも約148万円多い200億2,508万3,903円となっております。増減率では、歳入でマイナス2.15%、歳出では横ばいでございます。歳入歳出差引きではマイナス87%となっております。

続きまして、教育費の歳出総額でございますけれども、こちらにつきましては24億4,215万4,391円となっております、前年度よりマイナス

8.3%、2億2,092万7,878円の減額となっております。

続きまして、資料17ページの民生費でございますけれども、歳出総額が89億6,271万381円となっております、うち教育委員会関係分として34億2,486万2,391円を支出しており、増減率では前年度よりマイナス21.5%、9億3,827万8,764円の減額となっております。

続きまして、科目別の主な増減要因についてご説明のほうをさせていただきます。

資料は16ページのほうに戻っていただきまして、教育費、教育総務費では前年比で約228万円減少しており、教育管理費では人件費の引上げ改定による増加がございましたが、教育委員会費では平成30年度から2か年の契約で業務委託料として予算計上しておりました学校施設の長寿命化計画の策定に伴う委託料の執行額が平成30年度と比較しまして令和元年度では減少したこと、教育指導費ではアルバイト賃金等の減少、フリースクールみ・ら・い費では講師謝礼等が減少したことが教育総務費の減少の主な要因となっております。

次に、小学校費の約3億5,100万円の増加につきましては、小学校整備費においては、令和元年度に着工いたしました第七小学校の管理棟ほかの大規模改造工事及び小学校の特別教室へのエアコン設置工事によるものでございます。

また、小学校管理費の増加については、特別管理産業廃棄物である南第一小学校で保管しておりましたPCB廃棄物処理に伴う委託料と、小学校教科書指導書等購入事業の消耗品費の増加によるものが主な要因でございます。

次に、中学校費の約3億6,800万円の減少につきましては、中学校振興費では就学援助事業の要保護・準要保護生徒扶助費が減少、中学校整備費では平成30年度に着工いたしました第三中学校の特別教室棟等の大規模改造工事が完了

したことが主な要因でございます。

次に、幼稚園費の約1,700万円の減少につきましては、幼稚園振興費において子ども・子育て支援給付事業の施設型給付費等の増加、幼稚園整備費では東野幼稚園の屋根補修工事費による増加がございましたが、幼稚園費では平成30年度の西幼稚園及び南第二幼稚園の解体撤去工事の完了等により約1億4,000万円が減少しておりますので、その差額が減少の主な要因となっております。

次に、社会教育費の約230万円の増加につきましては、文化財保護費では歴史文化基本構想策定業務委託料、アルバイト賃金等で減少しておりますが、社会教育総務費では人件費の引上げ改定により増加、社会教育施設管理費では社会教育センター屋上防水工事による増加がございましたので、その差額が増加の主な要因となっております。

次に、保健体育費の約1億8,600万円の減少につきましては、総合体育館管理費では増加がございましたが、社会体育施設管理費及び野球場管理費においては、ふれあいスポーツ広場、市民総合グラウンド、大野テニスコート、池尻体育館、野球場の施設等、指定管理料が減少しており、また、学校給食施設管理費においては学校給食センターの第3期改修工事の完了などが減少の主な要因となっております。

資料のほう17ページに移りまして、民生費の児童措置費の約9億3,800万円の減少につきましては、児童措置費では児童扶養手当支給システムの改修業務委託料及び児童扶養手当の増加、児童福祉施設費ではこども園空調設備等改修工事による増加がございましたが、これに対しまして児童福祉総務費においては民間保育園等施設整備費補助金等の減少、子育て支援センター費においては平成30年度に子育て支援世代間交流センター、UPっぷの新築工事が完了したこ

とによる減少がございまして、これらが児童福祉費の減少の主な要因となっております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、教育委員会関係の一般会計決算報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては何かご質問ございましたら担当部局のほうからご説明をさせていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ただいま説明のありました決算の概要ということで、数字だけではなかなか分かりにくいですが、各事業の担当がおりますので、もし内容についてご確認ということがありましたらお聞きいただきたいと思います。

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第37号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計決算（教育委員会関係）については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

学校教育グループ課長（尾島肇）

失礼いたします。

ただいま議案第15号から議案第18号までをご承認いただいたところでございますが、一言補足させていただきます。

これらの議案につきましては、報告第36号で申し上げました報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例が、この9月定例会議会で議決されることが前提となっておりますので、

その点について補足させていただきます。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほか、何かございませんでしょうか。

それでは、これもちまして本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員